

九 運 総 務 第 8 3 号  
令和6年10月18日

関 係 各 位 （別紙のとおり）

九 州 運 輸 局 長  
（ 公 印 省 略 ）

令和6年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、国土交通省大臣官房総務課長から別添のとおり通知がありましたので、この趣旨をご理解のうえ貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

国官総第156号  
令和6年10月16日

本省局長等 殿  
地方局長等 殿  
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房総務課長

( 公 印 省 略 )

令和6年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、別添のとおり法務省人権啓発課長より依頼がございましたので、  
貴所属職員及び関係機関に対し周知および周知ポスターの掲出にご協力願います。





機密性 2 完全性 1 可用性 1

法務省権啓第 137 号  
令和 6 年 9 月 13 日

各府省庁等担当課長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の実施について  
(依頼)

法務省の人権啓発事業の推進につきましては、平素から格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律第 96 号）第 4 条において「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が設けられ、同週間は、毎年 12 月 10 日から同月 16 日までの 1 週間と定められるとともに、国及び地方公共団体は、同週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされています。

本年度の事業実施に当たり、別添のとおり実施要領を定めましてので、同要領に基づく事業の実施に特段の御配意をお願いいたします。

令和 6 年 9 月 1 3 日

## 令和 6 年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」実施要領

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成 1 8 年法律第 9 6 号）は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とし（第 1 条）、国及び地方公共団体に国民世論の啓発を図る責務があることを定め（第 2 条・第 3 条）、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年 1 2 月 1 0 日から同月 1 6 日までの 1 週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとしている（第 4 条）。

また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 7 号）第 7 条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画（平成 1 4 年 3 月 1 5 日閣議決定。平成 2 3 年 4 月 1 日一部変更）は、人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」を掲げ、「国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を展開する」取組を全府省庁が積極的に推進することとしている。

については、拉致問題対策本部の協力の下、同週間を中心に下記の要領に基づいた事業を行う。

### 記

#### 1 名称

令和 6 年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

#### 2 期間

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火）から同月 1 6 日（月）までの 1 週間

#### 3 実施事業

(1) 周知ポスターの掲出

(2) その他「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にふさわしい事業

#### 4 強調事項

○ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

## 送付先一覧

|                     |                       |               |
|---------------------|-----------------------|---------------|
| 大臣官房秘書室長 殿          | 都市局総務課長 殿             | 航空保安大学校事務局長 殿 |
| 大臣官房人事課長 殿          | 水管理・国土保全局総務課長 殿       | 小笠原総合事務所長 殿   |
| 大臣官房総務課長 殿          | 道路局総務課長 殿             | 国土地理院総務部長 殿   |
| 大臣官房広報課長 殿          | 住宅局総務課長 殿             | 観光庁総務課長 殿     |
| 大臣官房会計課長 殿          | 鉄道局総務課長 殿             | 運輸安全委員会総務課長 殿 |
| 大臣官房地方室長 殿          | 物流・自動車局総務課長 殿         | 気象庁総務部長 殿     |
| 大臣官房福利厚生課長 殿        | 海事局総務課長 殿             | 海上保安庁総務部長 殿   |
| 大臣官房技術調査課長 殿        | 港湾局総務課長 殿             | 海難審判所総務課長 殿   |
| 総括監察官 殿             | 航空局総務課長 殿             |               |
| 運輸安全監理官 殿           | 北海道局総務課長 殿            |               |
| 大臣官房官庁営繕部<br>管理課長 殿 | 国土交通政策研究所長 殿          |               |
| 総合政策局総務課長 殿         | 国土技術政策総合研究所<br>総務部長 殿 |               |
| 国土政策局総務課長 殿         | 国土交通大学校総務部長 殿         |               |
| 不動産・建設経済局総務課長 殿     | 柏研修センター所長 殿           |               |

|                 |                 |  |
|-----------------|-----------------|--|
| 東北地方整備局総務部長 殿   | 北陸信越運輸局総務部長 殿   |  |
| 関東地方整備局総務部長 殿   | 中部運輸局総務部長 殿     |  |
| 北陸地方整備局総務部長 殿   | 近畿運輸局総務部長 殿     |  |
| 北陸地方整備局港湾空港部長 殿 | 神戸運輸監理部総務企画部長 殿 |  |
| 中部地方整備局総務部長 殿   | 中国運輸局総務部長 殿     |  |
| 近畿地方整備局総務部長 殿   | 四国運輸局総務部長 殿     |  |
| 近畿地方整備局港湾空港部長 殿 | 九州運輸局総務部長 殿     |  |
| 中国地方整備局総務部長 殿   | 東京航空局総務部長 殿     |  |
| 四国地方整備局総務部長 殿   | 大阪航空局総務部長 殿     |  |
| 九州地方整備局総務部長 殿   | 東京航空交通管制部総務課長 殿 |  |
| 北海道開発局開発監理部長 殿  | 福岡航空交通管制部総務課長 殿 |  |
| 北海道運輸局総務部長 殿    | 神戸航空交通管制部総務課長 殿 |  |
| 東北運輸局総務部長 殿     |                 |  |
| 関東運輸局総務部長 殿     |                 |  |

|                           |                           |  |
|---------------------------|---------------------------|--|
| (独立行政法人)                  | 日本高速道路保有・債務返済機構<br>総務部長 殿 |  |
| 土木研究所総務部長 殿               | 住宅金融支援機構<br>経営企画部長 殿      |  |
| 建築研究所総務部長 殿               |                           |  |
| 自動車技術総合機構企画部長 殿           |                           |  |
| 海上・港湾・航空技術研究所<br>理事 殿     |                           |  |
| 海技教育機構総務部長 殿              |                           |  |
| 航空大学校事務局長 殿               |                           |  |
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構<br>総務部長 殿 |                           |  |
| 国際観光振興機構総務部長 殿            |                           |  |
| 水資源機構総務部長 殿               |                           |  |
| 自動車事故対策機構総務部長 殿           |                           |  |
| 空港周辺整備機構総務課長 殿            |                           |  |
| 都市再生機構総務部長 殿              |                           |  |
| 奄美群島振興開発基金<br>総務企画課長 殿    |                           |  |



# 必ず

**北朝鮮  
人権侵害問題  
啓発週間**

**12月10日~16日**

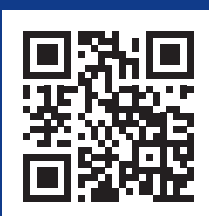
# 取り戻す

拉致被害者の1日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります。

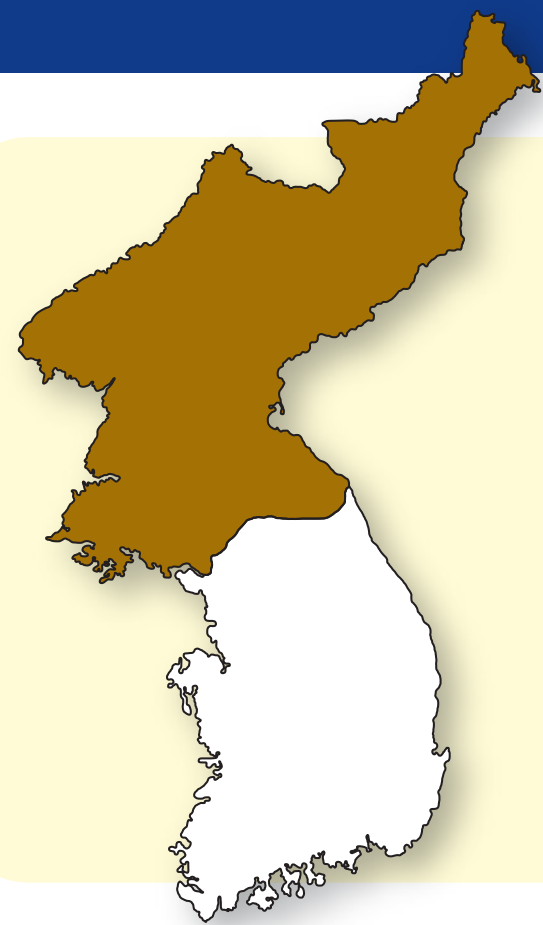
**拉致問題の解決**のためには、  
私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

- 拉致問題対策本部ホームページ  
<https://www.rachi.go.jp/>



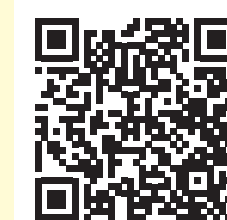
- 法務省ホームページ  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>



**政府主催**

**拉致問題に関するシンポジウム**

※詳細は、追って拉致問題対策本部ホームページに掲載されます。政府拉致問題対策本部公式動画チャンネルで配信予定



日程

**12月14日(土)**

場所

**イイノホール**

(東京都千代田区内幸町 2-1-1)

主催

**政府 拉致問題対策本部・法務省**

お問い合わせ先

**03-3581-8898**